制度の概要紹介

（一財）自治総合センターが宝くじの売上を原資として、地域社会の発展を支援するとともに宝くじの社会貢献について周知を図るための制度です。下表のとおり、地区・自治会・地縁団体・その他地域に密着した活動を行う団体等を対象に助成します。

①一般コミュニティ助成事業

助成額等	**100 万円～250 万円**（10 万円単位）（**助成率 10/10**）　（**※総事業費が 100 万円以上必要**）
申請件数	**上限３件**
事業主体	市が認めるコミュニティ組織（地区、自治会、地縁団体等）
対象経費	コミュニティの活性化につながるコミュニティ活動に直接必要な設備等の整備費用
事業例	・集会施設の備品整備（机、イス、コピー機、プロジェクター、パソコン、プリンター、テレビ、エアコン（吊り下げ式・壁掛け式等の取り外し可能なものに限る）　等） ・イベント用品の整備（テント、ポータブルアンプ、発電機、イベント用ステージ　等） ・お祭り用品の整備（太鼓、法被、獅子頭、神楽（宗教性のないもの）、幕、篠笛、提灯　等）

②コミュニティセンター助成事業

助成額等	**上限額 1,500 万円**（10 万円単位）（**助成率 3/5**）
申請件数	**上限１件**
事業主体	市が認めるコミュニティ組織（区、自治会、地縁団体等）
対象経費	コミュニティ活動に必要な自治会集会所等の集会施設の建設・大規模修繕経費
経費例	建築主体、電気・機械設備、仮設費、一般管理費、設計費、現場経費、消費税
対象外経費	土地の取得、既存施設購入、既存施設の撤去・処理費、外構に要する経費
備考	・修繕の場合は対象建物が建物全体をｺﾐｭﾆﾃｨｾﾝﾀｰとしての用途で使用し、抵当権等の権利関係が付着していない、登記名義人が単独のコミュニティ組織（保存登記済）のものに限ります。 ・コミュニティ組織が登記できる法人格を持っていること、すなわち認可地縁団体であることが必要です。認可を申請中の場合には対象になりませんので、ご注意ください。

③地域防災組織育成助成事業（ア.自主防災組織育成助成事業）

助成額等	**30 万円～200 万円**(10 万円単位)(**助成率 10/10**)　（**※総事業費が 30 万円以上必要**）
申請件数	**上限なし**
事業主体	市が認める自主防災組織（自治会）
対象経費	地域の防災活動に直接必要な設備等（建築物、消耗品は除く）
事業例	発電機、ヘルメット、投光器、その他防災資機材等

※助成を希望される地区・自治会は担当までご連絡ください。

※③地域防災組織育成助成事業については、防災対策課へお尋ねください。